

富士山火山広域避難計画 【対策編】について

平成27年 3 月
富士山火山防災対策協議会



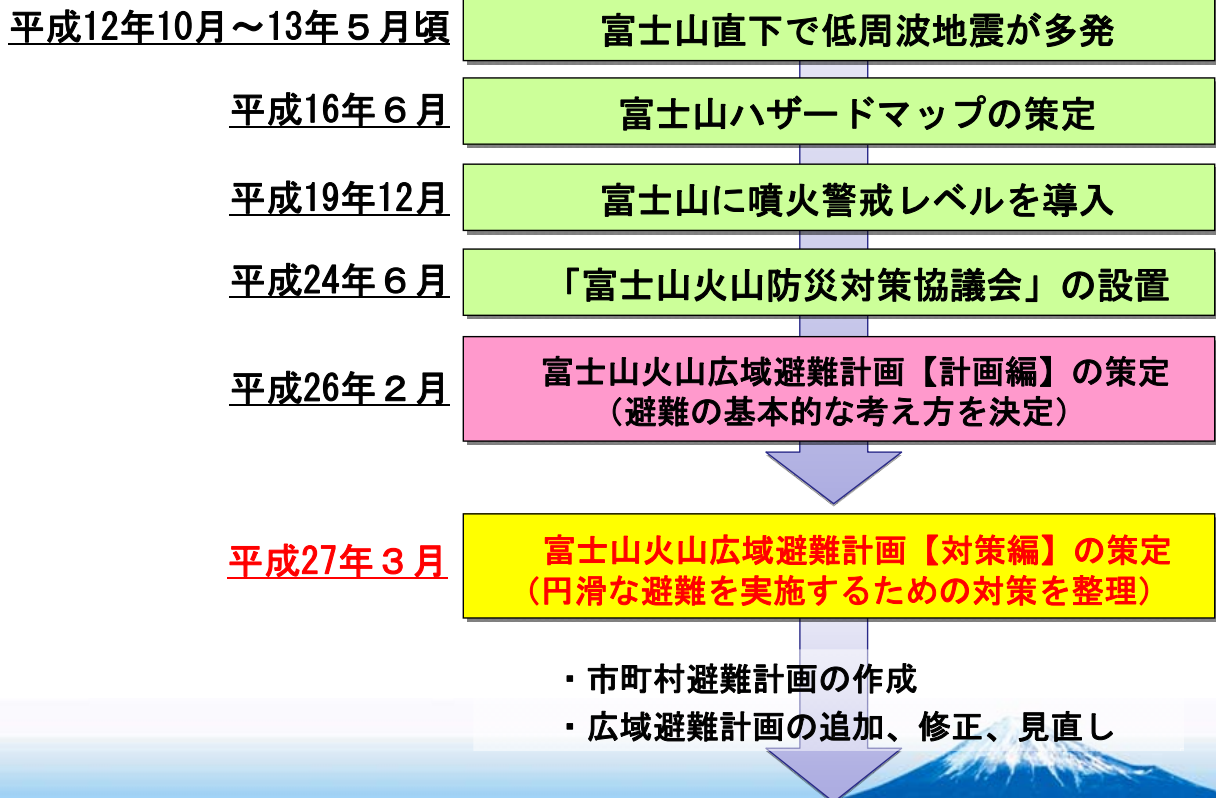
目 次

1. 富士山火山広域避難計画について
 - (1) 策定までの背景 1
 - (2) 計画の位置付け
 - (3) 計画の基本理念
 - (4) 広域避難計画書の構成
2. 対策編のポイント 5
3. 対策編について 6



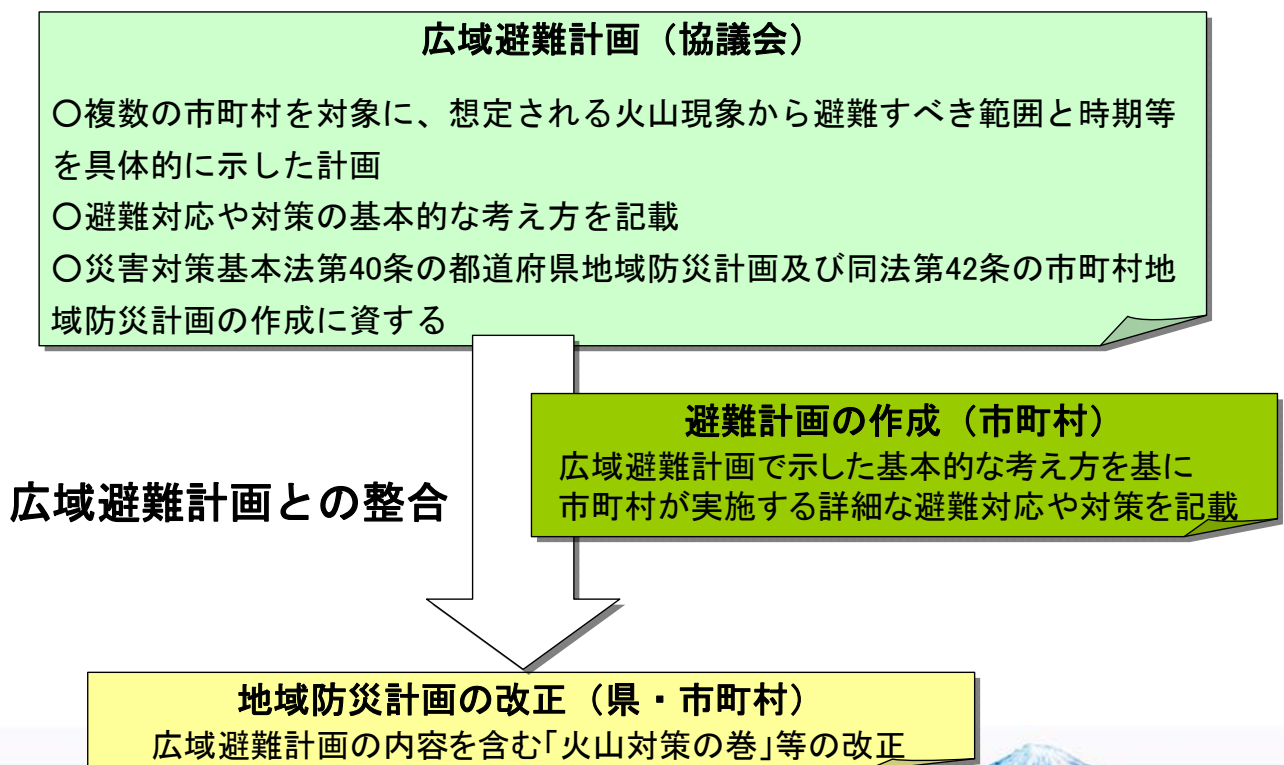
1. 富士山火山広域避難計画について

(1) 計画策定までの背景



1. 富士山火山広域避難計画について

(2) 計画の位置付け



1. 富士山火山広域避難計画について

(3) 計画の基本理念

理念①	火山現象からの避難の基本的な考え方を整理 複数の火山現象の組み合わせにより避難 対象とする火山現象：火口形成、火砕流、噴石、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰、降灰後土石流
理念②	ハザードマップと噴火警戒レベルに基づく計画 避難時期、避難対象、避難先を明確化
理念③	住民の安全を確保しつつ無理のない段階的な避難 避難対象エリアの細分化と段階的な避難の実施
理念④	各機関が連携した広域的な避難対策 協議会や合同会議を軸とした広域連携による避難対策の実施

4

1. 富士山火山広域避難計画について

(4) 広域避難計画の構成

編	概要	対応
第1編 総論	・ 計画の位置付け ・ 協議会の構成及び役割	改訂 (追記)
第2編 広域避難計画	・ 想定される火山現象からの避難の基本的な考え方、避難時期、避難対象、避難先を整理	改訂なし
第3編 避難対策	・ 広域避難を円滑に実施するために各機関が実施する対策を整理	新規作成
第4編 今後の検討事項	・ 火山防災対策の今後の検討事項を整理	新規作成
資料編	・ 避難計画の実施に関する各種資料集	改訂 (追記)

5

2. 対策編のポイント

富士山火山広域避難計画【対策編】の特徴及び独自に設定した点

1. 広域避難における避難者受入れの考え方や手順を明確化
 →避難実施市町村、受入市町村、県の役割
 →避難の流れ（一時集結地に一旦集まってから受入避難所へ）
2. 広域避難の軸となる広域避難路を指定
3. レベル1（平常）において、火山活動が活発化の傾向を示しているときに情報収集体制をとる
 →レベル3から開始する避難、それに伴う対応の準備の段階
4. 避難対策で必要な項目ごとに対応事項表を作成
 →レベルが一気に上がっても、該当レベル欄を見れば対応が分かる
 →レベルごとの対応事項表も作成（資料編へ収納）



3. 対策編について

富士山火山広域避難計画【対策編】の構成（1/2）

第3編
第1章 協議会・国・県・市町村等の体制
1. 協議会の体制
1-1 平常時の対応
1-2 火山活動に異常が認められたときの対応
1-3 噴火開始後の対応
1-4 小康期の対応
2. 国の体制
2-1 政府の体制
2-2 気象庁等の監視・観測体制
2-3 国土交通省等の活動体制
3. 県の体制
3-1 山梨県の体制
3-2 静岡県の体制
3-3 神奈川県体制
4. 市町村の体制
5. 合同会議の開催
6. 火山活動の各段階における体制

第2章 情報伝達
1. 関係機関及び住民等への情報伝達
1-1 火山活動に関する情報伝達
1-2 協議会内の情報伝達体制
1-3 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達
1-4 情報伝達例文及び広報手段
1-5 国内外への情報伝達・広報
2. 報道対応
第3章 避難対策
1. 広域避難者の受入れに係る基本事項
2. 入山規制
3. 警戒区域の設定
4. 広域避難路の指定及び確保
5. 交通規制
5-1 道路交通規制
5-2 高速道路等における交通規制
5-3 鉄道における運行規制
5-4 航空機の安全運航のための措置

3. 対策編について

富士山火山広域避難計画【対策編】の構成 (2/2)

第3章 避難対策(つづき)	10-3 避難所の運営
6. 広域避難路等の堆積物の除去	10-4 自主避難者の受入れ
6-1 除灰等に係る対応	11. 避難長期化対策
6-2 火山灰の処分	11-1 一時帰宅措置
7. 避難者の輸送	11-2 被災者への住宅供給
8. 避難行動要支援者等への避難支援	11-3 ボランティアの活用
8-1 避難行動要支援者及び社会福祉施設等の入所者・入院患者の避難	12. 家畜避難
8-2 避難行動要支援者への避難支援	
8-3 社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援	
9. 住民の安否確認	第4編 今後の検討事項
9-1 住民の安否情報の確認	
9-1 避難未実施者の捜索・救助	
9-3 負傷者等への医療救護対応	
10. 避難所の開設・運営	※平成27年度以降も必要事項を加筆、修正する。
10-1 避難実施市町村による自市町村内の避難所の開設	
10-2 受入市町村による受入避難所の開設	



第1章 協議会・国・県・市町村等の体制

1. 協議会の体制

- 協議会は、山梨県・静岡県・神奈川県(以下、「各県」という。)、富士山周辺市町村及び関係機関により構成される。
- 平常時や噴火時には、協議会構成機関がそれぞれ独自に災害対策を実施するが、協議会構成機関が連携して対応することにより、最大効果が発揮できるよう努める。

火山活動に応じた協議会の体制及び検討内容

火山活動	協議会における体制・検討内容
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な防災対策について関係機関と共同で検討 ● 地域住民や来訪者等への防災対策の啓発(訓練、自助共助の意識向上等)
有感地震が発生する等の異常な状況が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 協議会の開催、気象庁や火山専門家等から状況や見通しの意見を踏まえ、火山防災対応の検討及び情報収集を行う
噴火警戒レベルが引き上げられたとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 速やかに協議会を開催し、火山専門家等の意見を聞き、各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う (噴火警戒レベル4の発表後、政府の現地警戒(対策)本部が設置された場合は、協議会の体制を合同会議に移行)
噴火開始後	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府の現地対策本部等設置後は、本部主催の合同会議の体制へ引き継ぐ
小康期	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域避難者の避難状況や復旧・復興等を踏まえて体制を見直し ※降灰後土石流が反復・継続して発生するおそれがあるときは、体制を継続

第1章 協議会・国・県・市町村等の体制

2. 国の体制

2-1 政府の体制

- 政府は、噴火警戒レベルに応じて、「火山災害現地連絡調整室」や「火山災害警戒本部」「緊急(非常)災害対策本部」等を設置する。

噴火警戒レベルに応じた政府の体制

噴火警戒レベル	体制	設置基準
レベル3	火山災害現地連絡調整室の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要があると認められる場合に、内閣府が設置(室長:内閣府参事官)
レベル4	火山災害警戒本部及び現地警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急の必要があると認められる場合に、必要に応じて火山災害警戒本部を設置(警戒本部長:防災担当大臣) ● さらに現地での連絡調整の迅速化等の必要性に応じ、火山災害現地警戒本部を設置(現地警戒本部長:内閣府官房審議官)
レベル5	緊急(または非常)災害対策本部 及び 現地对策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策実施のため必要がある場合に、緊急(または非常)災害対策本部を設置。 ● さらに現地での自治体要請の本部への繋ぎなどの必要性に応じ、緊急(または非常)災害対策本部を設置

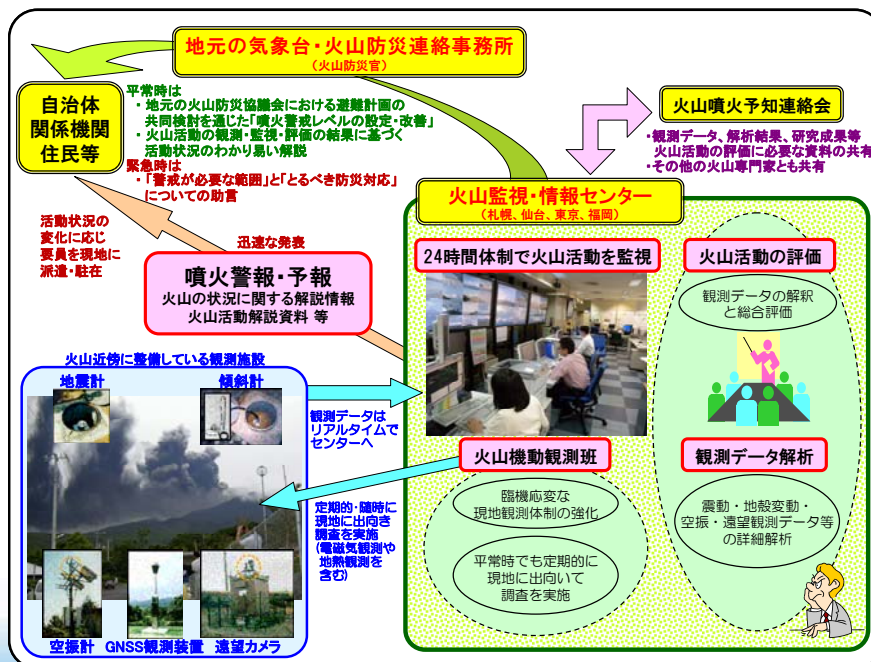


第1章 協議会・国・県・市町村等の体制

2-2. 気象庁における観測体制 (1)気象庁火山監視・情報センターの監視体制

- 地震計、傾斜計、GNSS観測装置や関係機関からのデータ等により、24時間体制で常時観測・監視を実施している。
- 前兆現象を基に、自治体、住民等に向け、解説情報や噴火警戒レベル等を発表する。

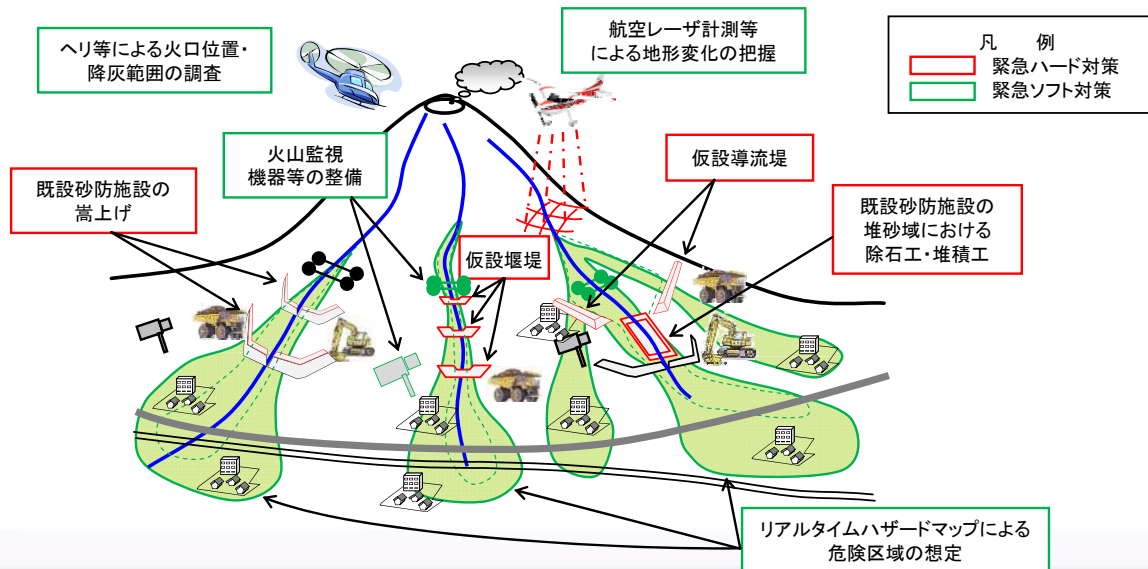
気象庁における火山観測・情報伝達体制図



第1章 協議会・国・県・市町村等の体制

2-3. 国土交通省等の活動体制

- 国土交通省は、各県と連携し、土砂災害対策として緊急ソフト対策（降灰調査、現地調査による状況把握等）や、広域避難路等の確保にも資する緊急ハード対策（堆積工、導流堤等の設置）等の対策を実施する。
- 大規模災害時にはTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を被災した地方公共団体等に派遣し、災害対応の支援を行う。



国土交通省が実施する緊急的なハード・ソフト対策イメージ

第1章 協議会・国・県・市町村等の体制

5. 合同会議の開催

- 噴火警戒レベル及び政府の現地警戒（対策）本部の設置状況を踏まえ、合同会議を設置する。
- 合同会議の開催場所は、原則として政府の現地警戒（対策）本部が設置された施設とする。

警戒・対策合同会議開催の考え方

実施時期	合同会議設置の考え方
噴火警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府の現地警戒本部設置の場合には、その議長が必要と判断した場合に、火山災害警戒合同会議を開催 ● 現地警戒本部長は、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議を開催
噴火警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府の現地対策本部設置の場合には、その議長が必要と判断した場合に、火山災害対策合同会議を開催 ● 現地対策本部長は、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害対策合同会議を開催

合同会議の開催場所候補施設

県名	候補施設名※
山梨県	山梨県庁防災新館／富士吉田合同庁舎
静岡県	静岡県庁別館／静岡県富士総合庁舎／岡県東部総合庁舎／小山町生涯学習センター／御殿場市役所／裾野市民文化センター／富士市役所／富士宮市役所

※富士山が目視でき、通信システムを完備し、合同会議を開催できる広さの会議室を有する施設

第2章 情報伝達

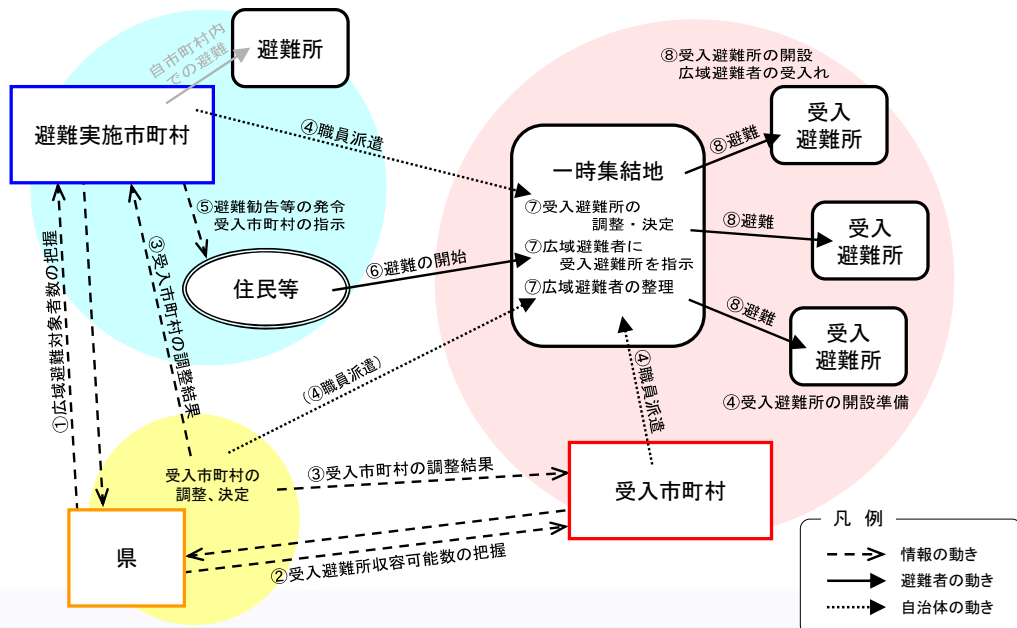
2. 報道対応

- 国、県、市町村及び関係機関は、火山活動の状況、被害状況及び避難に関する情報などを正しく伝えるために、報道機関を通じて広報を行う。
- 報道機関への情報提供に当たっては、協議会（または合同会議）が情報を一元化した上で、発信時点や発信者を明確にし、矛盾した内容の情報が伝わらないよう留意する。
- 誤った情報や複数の整合性のとれない情報により、住民避難に混乱が生じるおそれがある場合、混乱によって地域産業への経済的被害を及ぼす可能性があるため、情報伝達・広報の際には十分留意する。

第3章 避難対策

1. 広域避難者の受入に係る基本事項

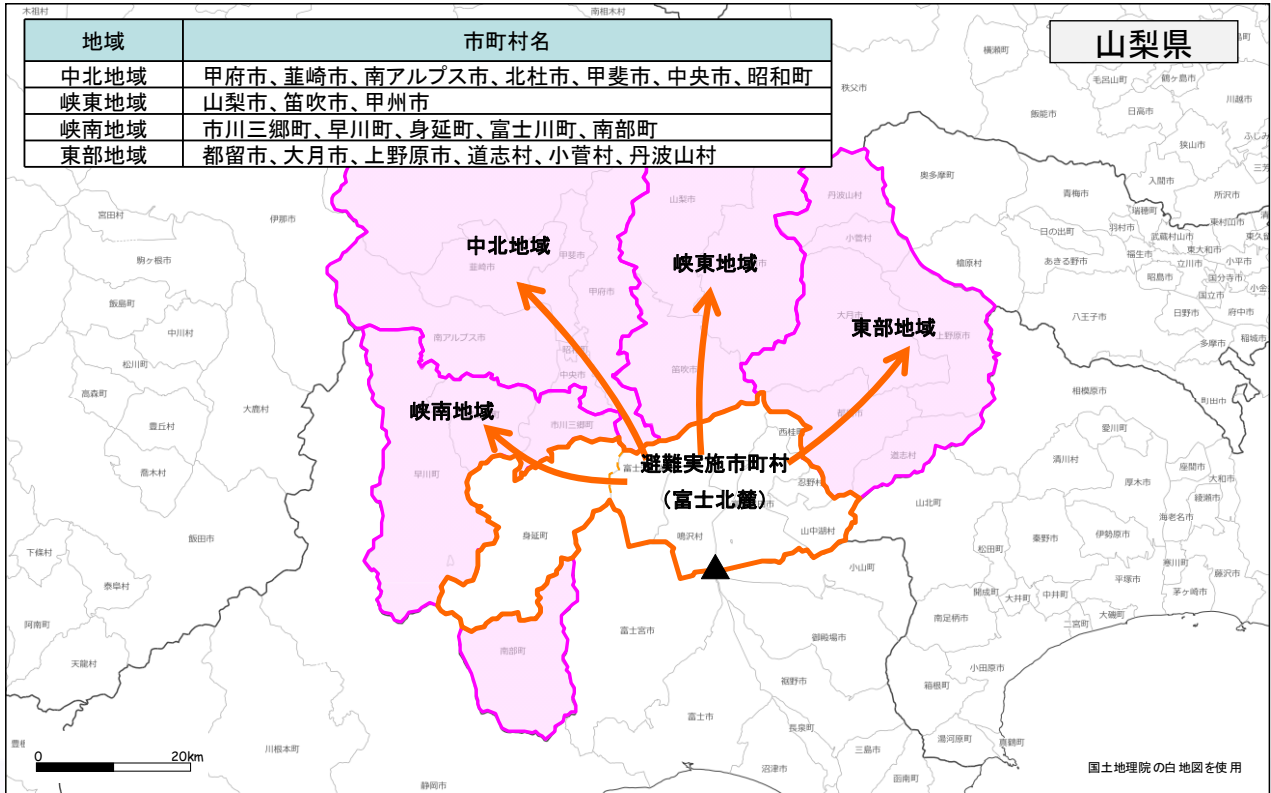
- 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とし、状況によっては市町村外への広域避難となる。
- 県が避難先となる受入市町村を決定し、次に受入市町村が避難実施市町村と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。



広域避難の受入調整フロー図

第3章 避難対策

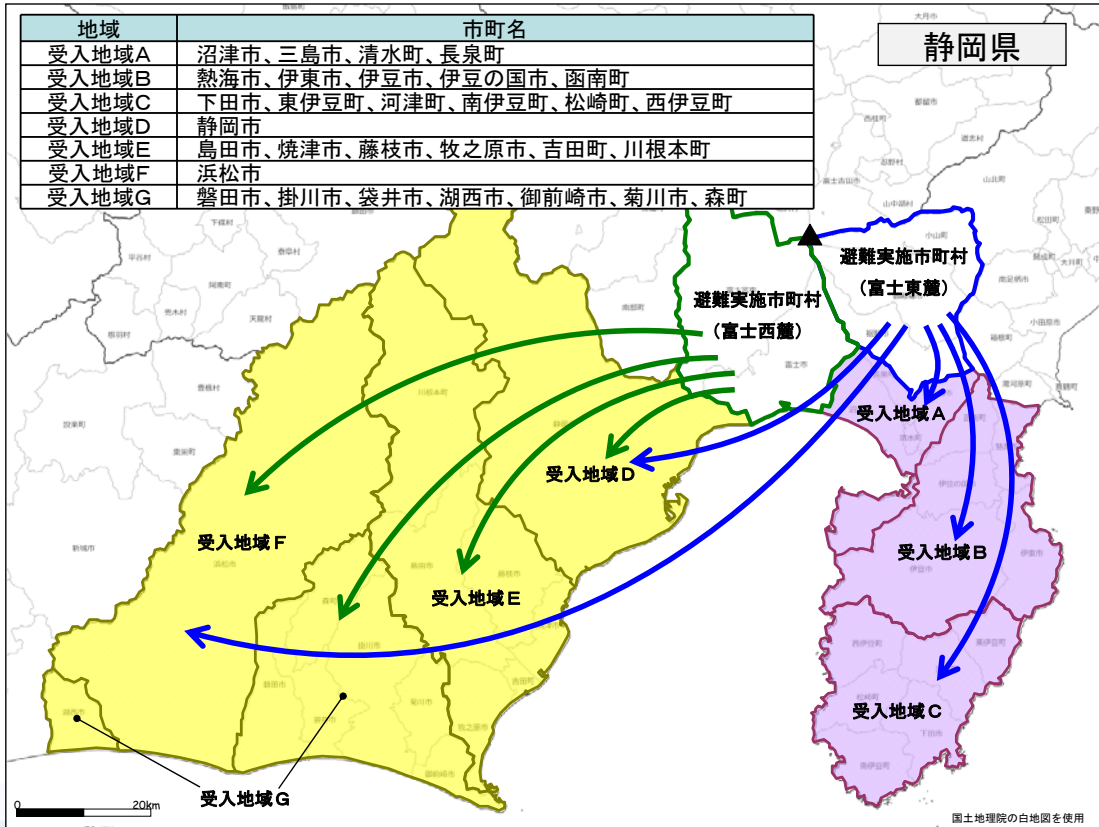
【広域避難者の受入れ先(山梨県)】



広域避難者の受入地域(山梨県)

第3章 避難対策

【広域避難者の受入れ先(静岡県)】



広域避難者の受入地域(静岡県)

第3章 避難対策

2. 入山規制

- 市町村は噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制の実施を決定し、山小屋組合等及び関係機関に情報伝達するとともに、観光客等への早期下山の呼びかけを要請する。
- 入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施し、第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより確実な入山規制を行う。
- 第2次避難対象エリアの外側では物理的な規制は困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。

入山規制の実施基準

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア
噴火警戒レベル5	第3次避難対象エリア
噴火開始直後	第4次A避難対象エリア
噴火開始後	第4次B避難対象エリア

第3章 避難対策

3. 警戒区域の設定

- 市町村長は、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、又は退去を命ずる。警戒区域の設定に関して、必要に応じて合同会議で協議を行う。
- 市町村は、警察、消防及び自衛隊と協力し、2次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また警察は、警戒区域内の治安維持に努める。

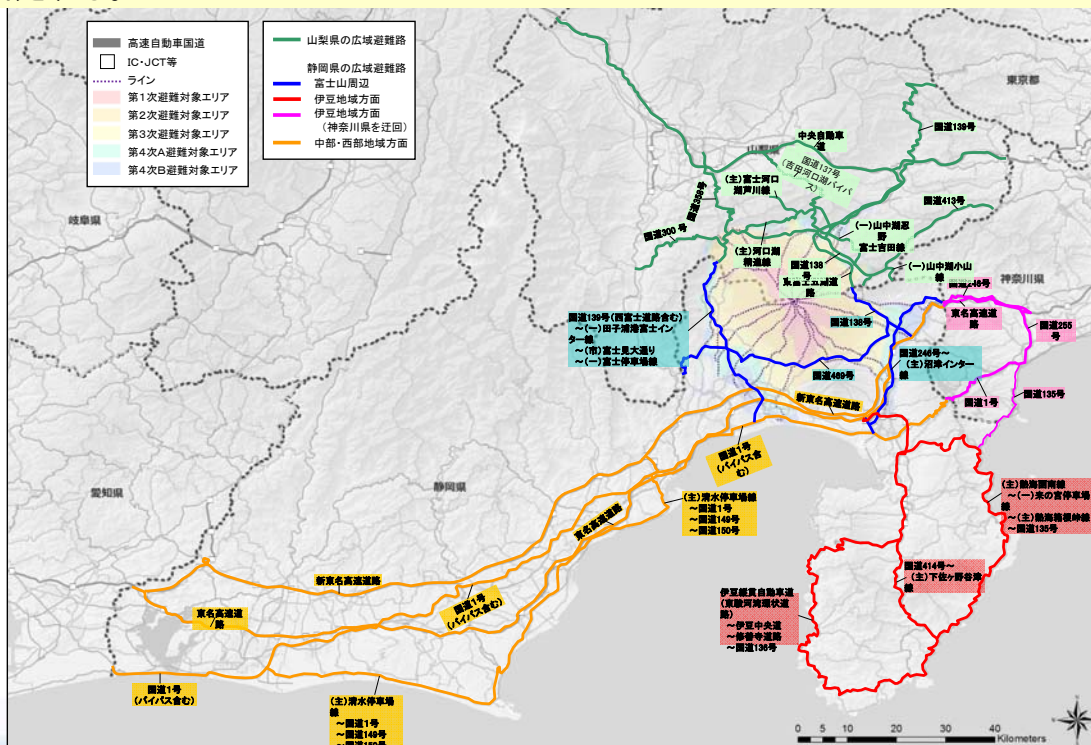
警戒区域設定の考え方

警戒区域設定の考え方
・警戒区域の設定は避難対象エリア単位を基本とする。
・噴火後は、リアルタイムハザードマップに該当する区域を、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して指定する。
・警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。
・警戒区域は、必要に応じ、合同会議で協議の上、市町村長が設定する。
・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

第3章 避難対策

4. 広域避難路の指定及び確保

- 広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定する。



広域避難路の位置

第3章 避難対策

5. 交通規制

5-1 道路交通規制

- 市町村は、一般住民等の円滑な避難のため警察等と協力して避難誘導を行う。
- 警察は、市町村と協力して広域避難路や接続道路を対象として交通誘導を行う。さらに市町村が警戒区域を設定した場合には、警戒区域への立ち入り防止のため必要な交通規制を行う。
- 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。

交通規制に係る実施基準

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 入山規制に係る登山口等への進入規制 ● 登山口への接続路等の一部規制 等
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ● 噴火警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 等
噴火警戒レベル5	第1次～第3次避難対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ● 渋滞の抑制措置 等
噴火後	第1次～第4次B避難対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難誘導のための交通誘導 ● 溶岩流の流下ラインを踏まえた、交通規制 等

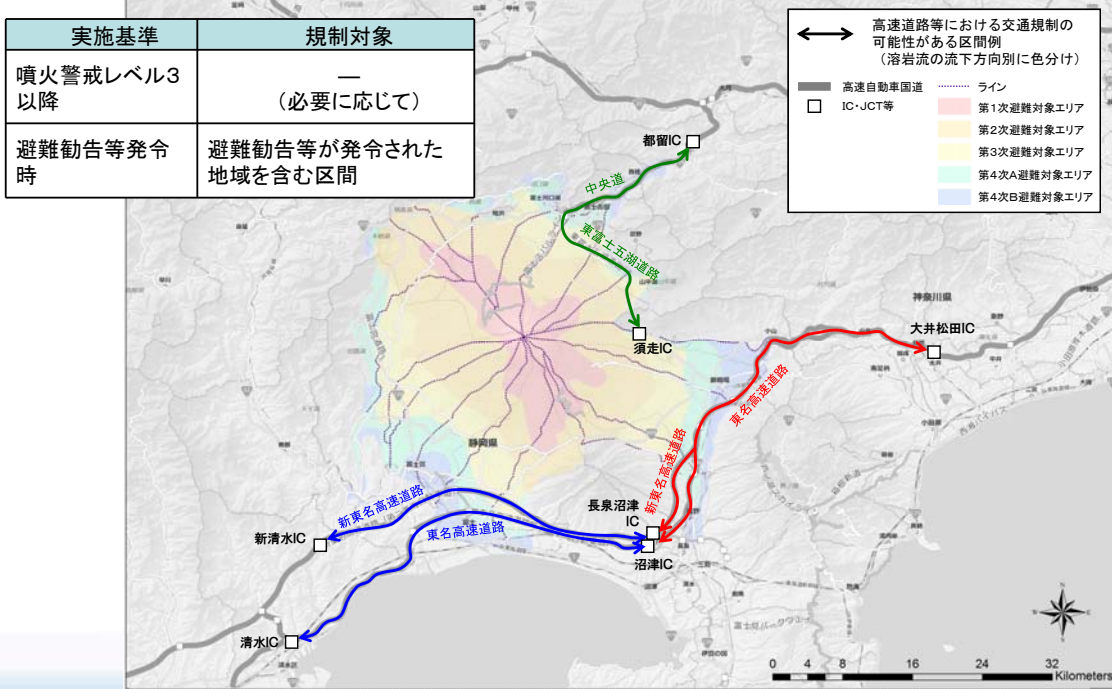
※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

第3章 避難対策

5. 交通規制

5-2 高速道路等における交通規制

■ 一般住民等の円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路(以下、「高速道路等」という。)を対象として、交通規制を行う。



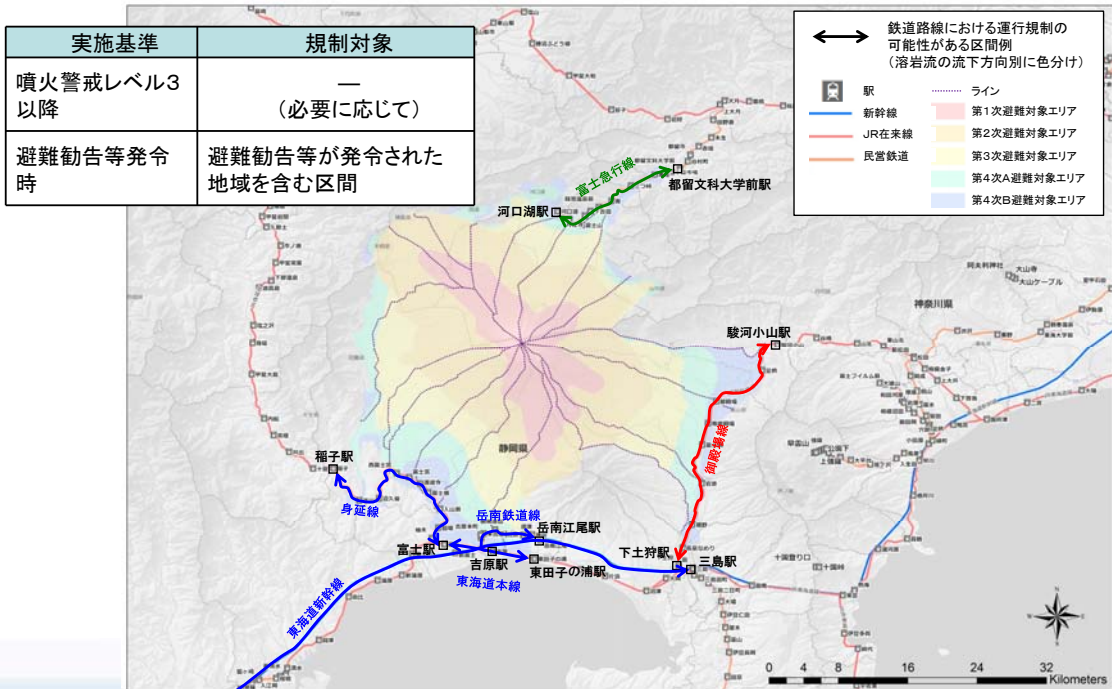
高速道路等における交通規制の実施例

第3章 避難対策

5. 交通規制

5-3 鉄道における運行規制

■ 鉄道事業者は、火山の状況に応じて、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制を実施する。



鉄道における運行規制の実施例

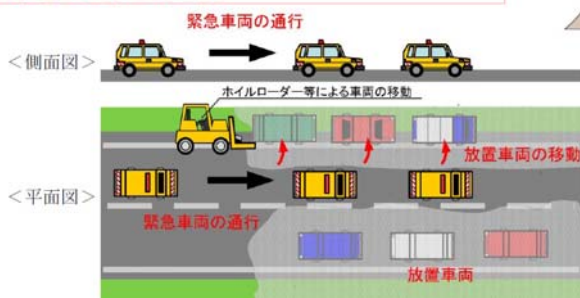
第3章 避難対策

6. 広域避難路等の堆積物の除去

6-1 除灰等に係る対応

- 道路管理者は、降灰等(障害物を含む)により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は、除灰作業を実施する。
- 緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である。

- 運転者不在時は、道路管理者自ら車両を移動できます。
 - ホイルローダー等による車両移動
 - やむを得ない限度での破損を容認(損失補償規定を整備)
- 車両撤去地は、他人の土地の一時使用が可能です。
 - 沿道の民地等に車両を移動



検討項目	
↓	・道路啓開の必要性判断
	・道路区間の指定
	・指定道路区間の周知
	・車両等の移動命令
	・道路管理者による車両等の移動
	・土地の一時使用
	・道路管理者による損失補償

第3章 避難対策

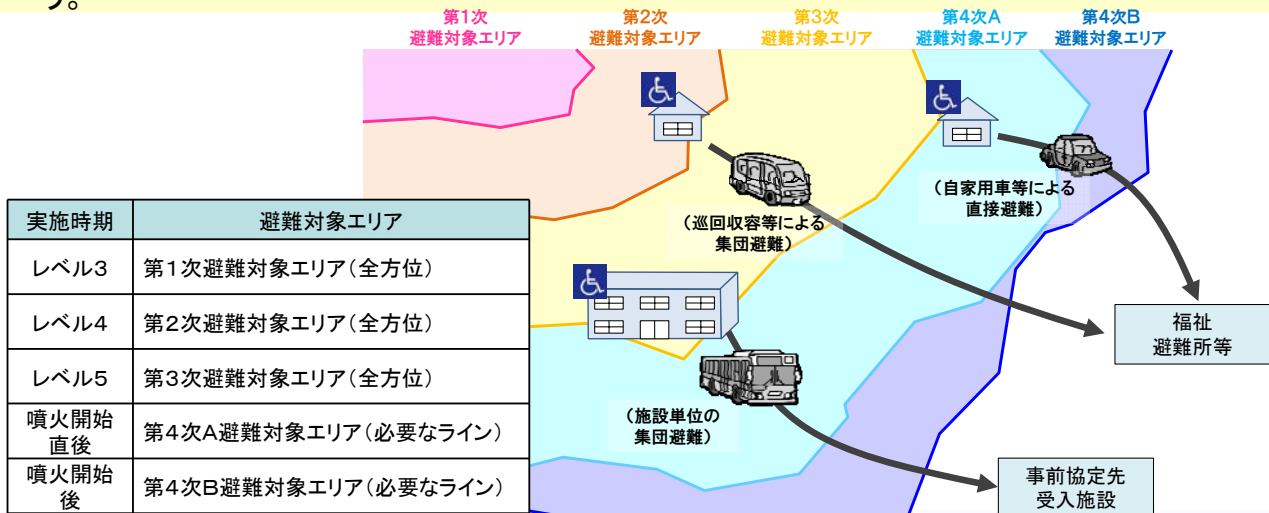
7. 避難者の輸送

- 本計画では自家用車等による避難を基本とするが、円滑に避難することができない住民のため、市町村は、輸送事業者と協力して、バスやトラック(以下、「輸送車両」という。)による輸送を実施する。
- 県は、県バス協会や県トラック協会等と災害時の避難者の輸送に関する協定等を予め締結し、一括して派遣要請を行う。
- 市町村は、平常時から輸送車両で避難する住民を把握しておくとともに、輸送車両の乗車場所等を決定して一般住民等に対し周知しておく。
- 市町村は県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は県バス協会等に対し協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。市町村は、派遣された輸送車両の事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

第3章 避難対策

8. 避難行動要支援者等への避難支援

- 避難行動要支援者及び社会福祉施設・医療機関(以下、「社会福祉施設等」という。)の入所者・入院患者は健常者より避難に時間を要することから、一般住民の避難より一段階早い噴火警戒レベルで避難を開始する。
- 避難実施市町村は、関係者と連携して避難支援体制を構築するとともに、第4次B避難対象エリアより外側に福祉避難所を指定しておく。
- 社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援は、原則として社会福祉施設等が行う。



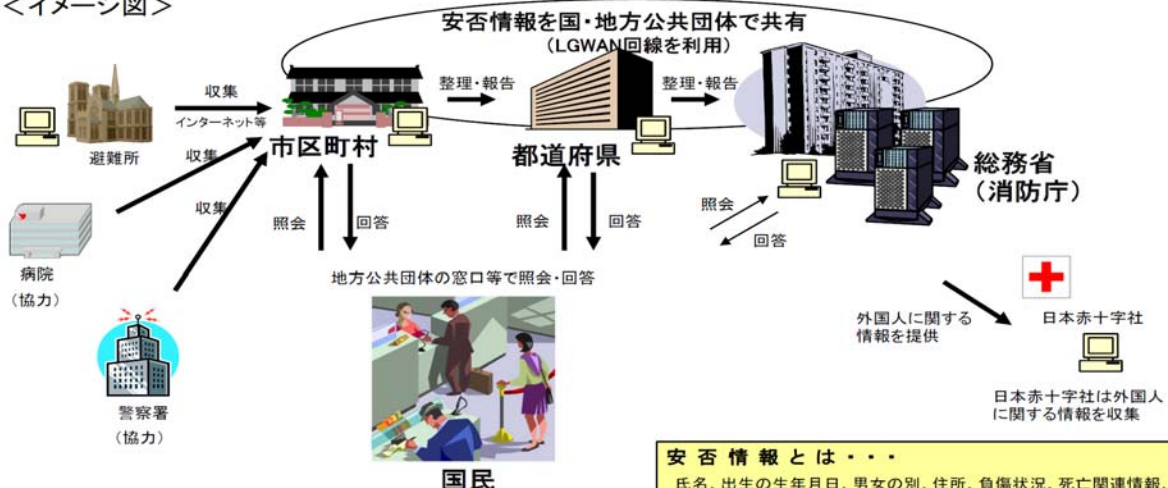
避難行動要支援者の避難開始基準及び避難イメージ

第3章 避難対策

9. 住民の安否確認

- 住民の安否情報の確認は、原則として避難実施市町村が行う。
- 消防庁の安否情報システムを活用し、受入市町村は、受入避難所に収容する避難者の情報を把握し、避難実施市町村と協力して安否情報システムに入力する。
- 県は、国や全国知事会を通じて、他の都道府県や市町村に避難した住民の情報収集及び安否情報システムへの入力を要請する。また、避難実施市町村が管理する住民の安否情報を集約する。

<イメージ図>



安否情報とは・・・
 氏名、出生の生年月日、男女の別、住所、負傷状況、死亡関連情報、
 居所、連絡先など
 ※対象者の同意等に基づき回答

※ インターネット回線は、暗号化した上で仮想専用回線としたものを利用
 ※ LGWAN回線とは、地方公共団体の専用回線のこと(総合行政ネットワーク)

第3章 避難対策

10. 避難所の開設・運営

- 避難所は、「避難実施市町村が自市町村内に開設する避難所」と「受入市町村が広域避難者の受入れのために開設する避難所(受入避難所)」に区別する。

10-3 避難所の運営

- 受入避難所の運営は、原則として避難実施市町村の町内会等が行う。ただし、避難初期において運営体制が整わない場合は、受入市町村が支援を行う。

避難所の運営に係る調整事項等

開設期間	<ul style="list-style-type: none">● 災害救助法で定める日数(7日間)を基本とする● 避難実施市町村が、開設期間を延長する場合は県及び受入市町村と協議し、県は、内閣府総理大臣との協議により同意を得る必要がある。
駐車場	<ul style="list-style-type: none">● 県及び避難実施市町村、受入市町村は、必要に応じて公共施設や民間施設の活用も視野に入れ、駐車スペースの確保に努める。
費用負担	<ul style="list-style-type: none">● 避難所運営に係る費用負担は、受入市町村が立替払いし、後日、避難実施市町村が受入市町村に支払うことを基本とする。● 具体的な支払方法は、避難実施市町村及び受入市町村が調整(他の都道府県に広域避難した場合は、県も交えて調整)して決定する。

10-4 自主避難者の受入れ

- 本計画では、「自主避難者」を避難勧告等の発令前に避難所以外の場所(親戚・知人宅及び宿泊施設等)へ自らの意思で避難する者として定義する。
- 自主避難者が市町村避難所に避難してきた場合、その市町村は、親戚・知人宅及び宿泊施設等へ避難するよう勧める。
- 避難実施市町村は、平常時から、住民に対し自主避難の考え方について周知する。

30

第4編 今後の検討事項

協議会は、富士山火山防災対策について共同で検討を行い、随時、本計画に反映していくこととする。今後、協議会で検討すべき事項を以下に示す。

- 富士山ハザードマップの見直し
- 堅牢な建物の基準及び指定方法
- 広域避難路等の堆積物の除去
- 突発的な噴火に対する観光客・登山者の安全対策
- 大規模な火山現象が複合的に発生した場合を想定した避難計画
- 連続災害(巨大地震後の火山噴火など)を想定した避難計画
- 避難対象者の受入先の確保

31